

	異議申立制度	無効審判制度
制度趣旨	特許登録後一定期間内に限り、特許取消原因が疑われる特許の有効性を明らかにする。	特許の有効性に関する当事者間の紛争を解決する。
当事者対立構造	査定系手続き (原則として、特許庁と特許権者との間のみで議論される。)	当事者系手続き (請求人と特許権者との間で議論される。)
申立人／請求人 適格	誰でも申し立てることできる(113条)。匿名で申し立てることはできない。ただし、第三者の名前で請求することにより、実質的に匿名で申し立てることができる。	利害関係人(特許侵害の警告を受けた人、冒認出願された人、共同出願義務違反をされた人)のみ請求可能(123条2項)。
申立／請求期限	特許公報発行日から6か月以内	設定登録後いつでも請求できる。特許存続期間満了後も請求できる(過去の損害賠償を免れるメリットがある)。
申立／請求の取 下げ	請求項毎に、申し立て、取り下げ可能(113条1項、120条の4第2項、155条3項)。 取消理由通知後は取り下げ不可(120条の4第1項)。それまでは、特許権者の同意なく取り下げ可能。	請求項毎に、請求、取り下げ可能(123条1項、155条3項)。 特許権者が答弁書を提出した後は、特許権者の同意を得なければ取り下げ不可(155条2項)。
異議理由／無効 理由	公益的事由(新規性・進歩性欠如、記載要件違反、補正要件違反等)に限られる。	公益的事由に加えて、権利帰属に関する事由(冒認出願、共同出願義務違反)も無効理由になる。
審理方式	書面審理のみ(118条1項)。口頭審理は不可。 異議申立人は、訂正請求されたときのみ、取消理由通知及び訂正請求についての意見書を提出できる(120条の5第5項)。	口頭審理が行われる(145条1項但書き)。 無効審判請求人は、口頭審理で異議申立人の答弁に対して反論できる。無効審判請求人は、答弁書の副本を受領し(134条3項)、それ

		<p>に対する反論書（「弁ばく書」と呼ばれる。特許法施行規則 47 条の 3。）を提出することができる。</p>
<p>弁論主義／職権探知主義</p>	<p>職権証拠調べが可能（120 条、150 条 1 項）。</p> <p>当事者が申し立てていない理由について審理可能（120 条の 2 第 1 項）。</p> <p>「特許異議の申立てがなされていない請求項については、審理することができない」（120 条の 2 第 2 項）。</p>	<p>職権証拠調べが可能（150 条 1 項）。</p> <p>当事者が申し立てていない理由について審理可能（153 条 1 項）。</p> <p>「請求人が申し立てていない請求の趣旨※については、審理することができない」（153 条 3 項）。</p> <p>※ 「特許第●●号の特許請求の範囲の請求項第●項に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求めらる。」</p>
<p>決定・審決の予告</p>	<p>取消決定に先立ち特許権者に取消理由通知がなされる。特許権者は、意見書提出（120 条の 5 第 1 項）及びクレーム訂正（120 条の 5 第 2 項）により拒絶理由の解消を試みることができる。</p>	<p>無効審決に先立ち特許権者に審決予告がなされ、訂正請求の機会が与えられる（164 条の 2 第 2 項）。特許権者は、クレーム訂正により無効理由の解消を試みることができる。</p> <p>審決予告がなされない場合には、当事者双方に審理終結通知がなされる（156 条 2 項）。→当事者は予め無効審判請求不成立を知ることができる。</p>
<p>訂正請求</p>	<p>異議／無効審判係属中は訂正審判を請求することができない（126 条 2 項）。</p>	<p>異議／無効審判係属中は訂正審判を請求することができない（126 条 2 項）。</p> <p>答弁書提出期間内に訂正請求することができる（134 条の 2 第 1 項、134 条 1 項）。</p>

	<p>取消理由通知がなされた場合、特許権者は、取消理由通知で指定された期間内に限り訂正を請求することができる(120条の5第2項)。</p> <p>訂正の目的の限定は、訂正審判と同じ(120条の5第2項但書き)。</p> <p>さらに、訂正要件は、次の要件を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初明細書、図面、クレームに記載された事項の範囲内でなされなければならない(120条の5第9項、126条5項)。 ・ 実質上クレームを拡張・変更するものであってはならない(120条の5第9項、126条6項)。 	<p>審決予告(164条の2第1項)がなされた場合、特許権者は、審決予告で指定された期間内に限り訂正を請求することができる(134条の2第1項、164条の2第2項)。</p> <p>その他に訂正請求できる時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 請求理由にない無効原因が職権で審理され、当該無効原因に基づく無効理由通知がなされたとき(134条の2第1項、153条2項)。 ✓ 請求理由の要旨変更が許可されたとき(134条の2第2項、134条1項)。 ✓ 特許維持審決が判決で取り消されたとき(134条の3)。取消判決確定の日から1週間以内に訂正の希望を申し立てなければならない。 <p>訂正の目的の限定は、訂正審判と同じ(134条の2第1項)。</p> <p>訂正の目的の限定以外の訂正要件も異議申立と同じ(134条の2第9項、126条5-7項)。</p>
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立されていない請求項については、独立特許要件（120条の5第9項最終センテンス、126条7項）。 <p>ライセンサー専用実施権者がいる場合は、その承諾を得なければならない（120条の5第9項、127条）。通常実施権者の承諾は不要。</p> <p>訂正拒絶理由通知（120条の5第6項）がなされた場合、訂正拒絶理由通知で指定された期間内に限り訂正請求を補正することができる（17条の5第1項）。ただし、補正は、要旨変更するものであってはならない（120条の5第9項、131条の2第1項）。誤記の訂正、請求項の削除、周知技術・技術常識の提示以外は要旨変更該当してしまう。</p> <p>訂正は遡及効を有する（120条の5第9項、128条）。</p>	<p>※ 異議申立手続及び無効審判で、申立て／審判請求の対象でない請求項について独立特許要件が要求されているのは、訂正審判の独立特許要件（126条7項）の趣旨が妥当するからである。</p> <p>ライセンサー専用実施権者がいる場合は、その承諾を得なければならない（134条の2第9項、127条）。通常実施権者の承諾は不要。</p> <p>審決予告（164条の2第1項）がなされた場合、審決予告で指定された期間（164条の2第1項）内に限り訂正請求を補正することができる（17条の5第2項）。ただし、補正は、要旨変更するものであってはならない（134条の2第9項、131条の2第1項）。誤記の訂正、請求項の削除、周知技術・技術常識の提示以外は要旨変更該当してしまう。</p> <p>訂正は遡及効を有する（134条の2第9項、128条）。</p>
不服申立て	<p>特許を取り消す決定がなされた場合、特許権者は、特許庁長官を被告として、知的財産高等裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。</p> <p>異議申立人は当事者ではないため、特許を維持する決定に対して</p>	<p>請求人、特許権者の双方とも、相手方を被告として、知的財産高等裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。</p>

	<p>不服申し立てできない（114条5項）。そのため、特許を維持する決定は直ちに確定する。</p>	
<p>確定した決定／ 審決の効力</p>	<p>特許を取り消す確定決定は、対世効を有し、遡及効を有する（114条3項）。</p> <p>特許を維持する決定は一事不再理効を有さない。異議申立人は、改めて、同一の事実及び同一の証拠に基づいて改めて無効審判を請求することができる。</p>	<p>特許を無効とする確定審決は、対世効を有し、遡及効を有する（125条前段）。</p> <p>無効審判請求不成立（特許有効）の確定審決は、当事者間で一事不再理効を有する（167条）。</p> <p>167条 「特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者の手続保障を確保するため一事不再理効の主観的範囲は、当事者間に限定される。 ・ 無効審判請求人が特許侵害訴訟で一事不再理効に係る事実及び証拠に基づいて無効の抗弁をすることは信義則に反し許されない（知財高裁平成30年12月18日判決）。